

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及
び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2025 年 10 月 2 日

株式会社 GENDA
株式会社キャラット

2025 年 10 月 2 日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づき開示事項)

東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 1 号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚

奈良県香芝市鎌田 416 番地 1
株式会社キャラット
代表取締役 佐野 隆之

株式会社 GENDA（以下「GENDA」といいます。）及び株式会社キャラット（以下「キャラット」といいます。）は、2025 年 8 月 27 日付で株式交換契約書を締結し、GENDA を株式交換完全親会社、キャラットを株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

キャラットは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 9 月 8 日付で、キャラットの株主に対し、本株式交換をする旨並びに GENDA の商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第 1 項に従って、キャラットに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
- 本株式交換は、GENDA にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）
- GENDA は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 9 月 8 日付で、GENDA の株主に対し、本株式交換をする旨並びにキャラットの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、GENDA にとって会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。
- ii 債権者の異議（会社法第 799 条）
- 該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
- 本株式交換により GENDA に移転したキャラットの株式の数は 1,896,838 株です。
5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) GENDA は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 条の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した GENDA の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- (2) キャラットは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について 2025 年 9 月 29 日付の臨時株主総会の決議により承認を得ております。
- (3) 本株式交換に伴い増加した GENDA の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資本金：0 円
- ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従い、GENDA が別途定める額
- ③ 利益準備金：0 円

以 上